

業務停止1月求め結審

前所長に 転覆経緯、報告覆す

記 西野 友章

浜名湖で2010年6月、県立三ヶ日青年の家（浜松市北区）のボートが転覆し、私たちの娘が死亡した事故で、同施設の檀野清司前所長に対する第2回海難審判が26日、横浜地方海難審判所で開かれました。刑事裁判の検察側に当たる理事官が檀野前所長を小型船舶操縦士の業務停止1月とする意見を述べて結審しました。

理事官は論告求刑に相当する理事官意見の中で、「ボートは転覆する直前に右に変針した」と述べ、国土交通省運輸安全委員会が公表した事故調査報告での転覆までの経緯を事実上否定しました。その上で、「壇野前所長はいい航の際、舵を取るようにとのボートへの指示を怠るなどの過失があった」としました。

事故をめぐり、今年1月の調査報告では「ボートは左舷側から打ち寄せた波などで傾斜が強まって転覆した」としていました。壇野前所長の補佐人によると、同じ国交省の機関である理事官が運輸安全委の報告を覆すのは珍しいといいます。

この日の裁判で補佐人は、右に変針した理由を「舵を担っていた同校の元教諭が右に舵を切ってしまったと考えるのが合理的」と指摘しました。事故は、悪天候にもかかわらずボート訓練を実施するなどした学校側の落ち度もあるとし、処分軽減をあらためて求めました。

理事官意見などによると、壇野前所長は10年6月18日午後3時20分ごろ、豊橋市立章南中1年の生徒ら20人が乗った手こぎボートが航行不能になったため、モーターボートでえい航し、途中で転覆させたとされます。手こぎボート内に閉じこめられた同校の私生娘西野花菜が死亡しました。

【2012年9月27日静岡新聞参照】



業務停止1か月求める

海難審判結審。採決へ

記 西野 友章

浜松市北区の浜名湖で2010年、宿泊研修施設「静岡県立三ヶ日青年の家」の手こぎボートが転覆、愛知県豊橋市章南中学校の生徒が水死した事故で、ボートをえい航した檀野清司前所長の海難審判は26日、刑事裁判の検察官に当たる理事官が小型船舶操縦士の業務停止1か月の懲戒処分を求め、結審しました。採決期日は未定です。

理事官は、前所長がえい航時、ボートの舵を持つていた男性教諭Ⅱ退職Ⅱに操作方法などを指示しなかったため、ボートが右に回頭して横向き状態で引っ張られて転覆したと主張しました。ただ、業務停止1か月は法定期間として最短で、理事官は過失の程度が軽いと判断したとみられます。

前所長の補佐人弁護士は最終意見陳述で、前所長の過失を全面的に認めたくえで、学校側も出航の可否判断やかじ取りで注意義務を怠ったとして「学校や教員の過失も相まって事故が起きた」と強調しました。

補佐人は右回頭の原因として、ボートがバランスを崩した弾みで男性教諭がかじを切った可能性に言及しましたが、男性教諭は証人尋問で「そういう認識はない」と否定しました。

私たち遺族も傍聴し、私は「学校側の責任も明らかにすることが再発防止につながる」と採決に期待します。

【2012年9月27日中日新聞参照】



「かじの手離した」

元教諭が証言覆す

浜名湖転覆の海難審判

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で2010年、愛知県豊橋市立章南中学校の1年生らが乗った手こぎボートが転覆し、私の娘、西野花菜(当時12)が水死した事故で、ボートを引航してモーターボートを操作していた「静岡県三ヶ日青年の家」の檀野清司前所長に対する2回目の海難審判が26日、横浜地方海難審判所でありました。

前回、前所長側から「かじ操作にも転覆の原因がある」と指摘された元教諭の男性が証人として出廷しました。しかし、転覆時の状況について「かじから手を離し、両手で船につかまっていた」と答えていた国土交通省の運輸安全委員会の調査と異なる証言をしました。

食い違いについて、前所長と審判官から質問されると、元教諭は「言っていることが違うのは(自分でも)理解できない。運輸安全委の方が正しいかも」と述べました。

前所長は前回、転覆の原因について、「手こぎボートが左に傾いた際にかじを取っていた元教諭が(かじを左に切るように)無意識に手を押し出したため」として、元教諭にも原因があると指摘しました。

私は「自分の過失を隠そうと事実をコントロールしている」としか思えない。何で重要なことを忘れるのか」と憤りました。

【2012年9月27日朝日新聞参照】

